

News Letter

よしかわ税理士事務所

税理士・ファイナンシャルプランナー 吉川 るみ子

2024年8月号

【今月の一言】

IT 後進国の日本。「平日、自分のデジタルコンテンツの作成」に1日1時間以上費やす子どもの割合を記事で読みました。欧米主要国は3～4割に対し、日本は1割止まり。逆に「全く作らない」が7割近くだそうです。確かに、遊び感覚で、デジタルコンテンツの作成を覚えていくと、その後飛躍的な伸びが期待できそうに思えます。スマホは「既にあるコンテンツを消費する端末なので創作には向かない」という説明も頷けます。パソコンを子どもに使用させているご家庭自体が日本はまだ少数派のようです。

税金の納付書はどこへ!?

事業者の皆さん、税金を納付する際は事前に税務署から納付書が毎回届くものだと思いませんか？これまでは納付書が届いてから、慌てて納付手続きを始めていた事業者も多いと思われませんが、これからはその常識が変わっていきます。

【納付書はもう届かない!?】

国税庁は、令和6年5月以降、e-Tax 利用者や納付書を使用しない方法を選択している法人（法人税）や個人（所得税）を中心に、納付書の事前送付を取りやめることとしました。

《事前送付を行わない主な対象者》

- e-Tax で申告書提出している法人
- e-Tax で「予定納税額の通知書」の通知を希望した個人
- 「納付書」を使用しない次の手段により納付されている法人及び個人
ダイレクト納付／振替納税／インターネットバンキング納付／クレカ納付
スマホアプリ納付／コンビニ納付（QRコード）

ただし、源泉所得税の徴収高計算書や、消費税の中間納付書（e-Tax 提出義務化法人以外）については、これからも納付書が送付される予定です。法人の地方税（都道府県民税・事業税、市町村民税）についても当面、納付書が送付されます。

【期日管理の重要性】

令和4年度の法人税申告では e-Tax 利用率が9割を超えており、今回の変更対象には、ほとんどの法人が該当することとなります（令和5年10月国税庁公表）。

これまで納付書を頼りに納税を行っていた事業者において、納付書が届かず納付を忘れるケースが懸念されますが、期限までに納付を忘れると、理由に関わらず“延滞税”や“加算税”といったペナルティが課されます。これまでと違い、自ら納付期限を管理しなければならず、事務負担が増えるだけでなく、不納付リスクが大きくなりました。

【これからはどうする？】

今回の改正の背景には、社会全体の効率化と行政コスト抑制の観点から、キャッシュレス納付の利用拡大を推進する国税庁の狙いがあります。20年前に初めて電子申告が運用開始となり、国税庁が積極的に電子申告の利用を促進してきたように、現在、国税庁はキャッシュレス納付を強力に推進しています。

では、具体的にはどうすればいいか？との疑問にお答えして、いくつかの対応策を次に紹介しておきます。

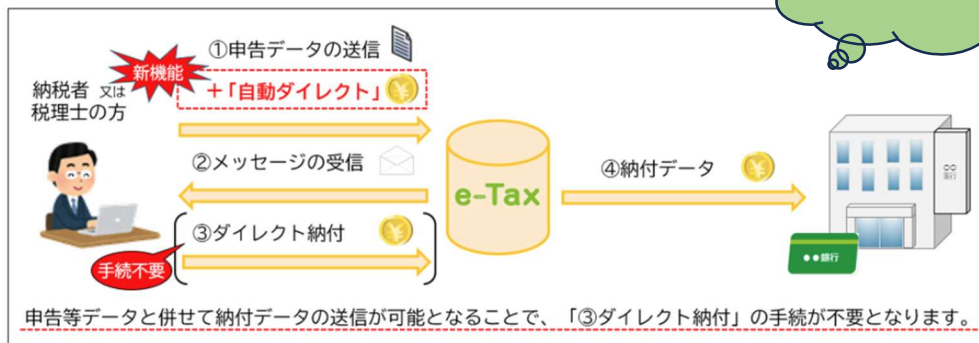
(1) 納付期限の管理

確定申告時については申告書提出とセットで把握がしやすいですが、問題となるのは予定（中間）納税です。税金の種類によりそれぞれ納付期限が異なるので、必ず期日を確認するとともに、Google カレンダーなど予定表に確定申告終了時点で年間予定日をセットしておきましょう。資金繰りの意識も高まります。また、共有できる予定表であれば、決済権限者にも予定を共有するようにしましょう。

(2) 納付方法の変更

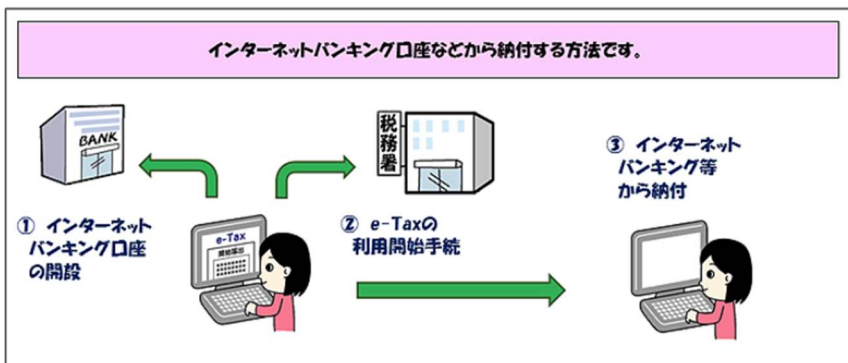
納付書からキャッシュレスの納税方法に切り替える必要があります。キャッシュレス納付は金融機関へ行かなくとも納税ができるといった便利な反面、事前の準備が必要となります。いざ！の時に納税できない…なんてことのないよう早めの対応に十分ご注意ください。お手続きには1か月ほどかかります。

《自動ダイレクト納付》



e-Tax 申告書提出後、ご自身の預貯金口座から即時又は指定期日に口座引落（利用可能額上限あり）。利用にあたり、1か月ほど前までに専用届出書の書面提出が必要。

《インターネットバンキング納付》



e-Tax 申告書提出後、インターネットバンキングや ATM で電子納税。

※この他にも、クレジットカード納付やスマホアプリ納付などがあります。

クレジットカード納付は利用額に応じてポイントが付与される半面、決済手数料がかかるなど、納税方法によりメリット・デメリットがあります。